

三田市告示第 41 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定する指定納付受託者について、同条第 2 項の規定により指定したので、三田市会計事務規則（平成 17 年三田市規則第 5 号）第 32 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

三田市長 田 村 克 也

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名 称：株式会社寺岡精工 関西第一支店 神戸営業所
所在地：兵庫県神戸市長田区神楽町 1 - 2 - 3

2 指定納付受託者に納付させる歳入

各種証明書等発行手数料
貸館使用料
ゴミ袋等の販売代金
高齢者運賃助成（バス・乗車券）の販売代金 等

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで